

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
1	表彰関係費	企画政策部 秘書課	1
2	交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	
3	防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	
4	地区社会体育振興協議会活動事業 ※2事業を集約	生涯学習部 スポーツ推進課	
5	学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	
6	老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	
7	老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	2
8	心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	
9	障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	
10	障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	
11	障がい者等福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 障がい福祉課	
12	要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	
13	敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	3
14	在宅福祉サービス関連事業 ※3事業を集約	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	
15	介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉健康部 介護保険課	

No.	事務事業名	担当部課名	ページ
16	給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	3
17	福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	
18	敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	
19	高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	4
20	ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	
21	地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	
22	幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	
23	法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	5
24	青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	
25	青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	
26	特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	
27	幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	6
28	自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	
29	狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	
30	道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	
31	浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	7
32	特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	
33	就学援助事業 ※2事業を集約	教育部 学務保健課	

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
1	表彰関係費	企画政策部 秘書課	藤沢市表彰条例に基づき、職員及び市長等(市長・副市長・教育長)に対し一定の在職年数等を基準に表彰するとともに、特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員・市長等に対し、弔慰金の贈呈等を行ってきた。 しかしながら、職員の任用形態や採用方法が多様化するなど、現行の表彰制度が時代にそぐわなくなっていること、将来負担額も多額であること等から、市として表彰することや公費を原資とした弔慰金を贈呈することが課題となっていた。	業務を遂行し職位に応じた実績を挙げることは当然の責務であることに鑑み、職員や市長等に対し、市として表彰や弔慰金を贈呈する必要性について検討を行った。 その結果、職員や市長等を対象とした在職年数等による表彰を廃止するとともに、特別自治功労彰や自治功労彰を受賞した職員や市長等に対する弔慰金の贈呈等を廃止した。【事業縮小】	851	令和元年度
2	交通安全団体等活動推進費	防災安全部 防犯交通安全課	交通事故の発生を抑制するため、学童等交通誘導員事業を平成21年度まで行ってきたが、長後小学校の通学路上の特定箇所のみ継続実施してきた。 当該箇所は過去に事故が発生した危険な箇所であることから、児童等の安全を最優先とした通学路の見直しが課題となっていた。	令和2年度から、当該横断歩道を通らない、より安全な通学路に変更した。なお、4月当初の登校日及び学校再開後(6月)の1か月間については、移行措置として、通学路変更に伴い横断する児童が増える横断歩道に整理員を配置した。【事業縮小】	1,382	令和2年度
3	防災設備等整備事業費	防災安全部 防災政策課	独自の機能を有したスマートフォンアプリ「ふじさわ街歩きナビ」を整備・運用してきたが、現在では、ほぼ同様の機能を有した民間の防災アプリがあることから、事業の継続について検討課題としていた。	民間の防災アプリとの比較や市民等への影響など、廃止を含めた見直しを検討した結果、令和元年9月30日をもって事業を終了することとした。【事業縮小】	3,839	令和元年度
4	地区社会体育振興協議会活動事業	生涯学習部 スポーツ推進課	地域スポーツを推進するため、家族や仲間と一緒に、身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動ができる機会と環境を提供し、健康増進・健康寿命の延伸、地域コミュニティの推進を図ってきた。 団体育成事業と地区スポーツ推進事業は、目的や事業内容が類似しており、内容の精査や事務手続きの煩雑さの解消が求められていた。	類似する事業について、内容の精査等を行った結果、令和元年度から2事業を統合することにより、双方の事務負担の軽減が図られるとともに、地域の特性に合わせた事業が展開できるようになった。【事業統合】	—	令和元年度
5	学校体育施設開放事業費	生涯学習部 スポーツ推進課	子どもたちの夏休み期間中、5日間以内で市立小学校35校のプールを開放し、子どもたちのレクリエーションや泳力向上、また、親子のふれあいの場として、学校プール開放事業を実施してきた。 現在は公共のスポーツ施設において同様の事業が行われており、また、民間のスイミングスクールなどのプール施設が市内で多数運営されている。一方、公共のスポーツ施設に近接する小学校は、特に利用人数が少ない状況となっており、小学校が近接している箇所は、一方に片寄った利用状況となっている。 また、プール管理指導員について、酷暑の中での従事に対する負担感が強く、高齢化による担い手不足も深刻化している。 さらに、教職員の働き方改革による学校業務停止期間の新設により、今後、開放日程の調整が困難となる。	学校プール開放事業については、これまでのアンケート調査や意見交換の結果を踏まえ、令和2年度から市内一律での実施ではなく、地域におけるニーズや利用人数、管理指導員の担い手の状況により、地区ごとに実施の有無を選択し、プールの開放日数を設定できるよう、事業内容を見直すことで地区の実情に即したプール開放事業を実施することとした。 また、開放時期については、夏休み期間中の平日を含め、学校業務停止期間前までとし、管理指導員や教職員の負担軽減を図る。【制度の見直し】	—	令和2年度
6	老人福祉施設建設助成費	福祉健康部 介護保険課	社会福祉法人による特別養護老人ホーム整備事業に対して助成を行ってきた。 本補助金は、特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人の経済的負担を軽減することで、施設整備を促進し、待機者の解消を図るものであり、事業継続の必要性は高いものの、補助制度のあり方が課題となっていた。	特別養護老人ホームの建設における助成については、整備が進まなかったことから1床あたりの補助単価額を200万円から350万円とした経過がある。 本市の補助単価額は政令市を除く県内の市町村で最も高いことや、一定程度の施設整備を進めることができたことから、本来の補助単価額である200万円に引き下げることについて検討し、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に位置づけた、施設整備計画に基づく公募により選定された事業者から適用した。 【制度の見直し】	22,500 (起債発行額を含む)	令和元年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
7	老人福祉施設返済金助成費	福祉健康部 介護保険課	社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する際に、借り入れた元金の一部を助成することで、経済的な負担を軽減し、施設運営の健全化を図ってきた。 本事業は、県(3/4)と市(1/4)の協調補助により進めてきたものであるが、平成16年度に県が本制度を廃止した。現在では、本市と横須賀市の2市のみが独自補助制度を存続させている状況から、制度の継続について検討課題となっている。	市独自の補助制度として約15年継続してきたが、県内において本市と横須賀市のみが実施していること、一定程度の施設整備を進めることができたことから、本制度は、第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に基づいて整備をした施設に係る返済分までを対象とし、廃止した。 なお、財政効果が見込まれる時期としては、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)に基づいて整備をする施設の返済が始まる令和3年度以降となる。(年額 約6,800千円)【事業縮小】	—	令和元年度
8	心身障がい者介護手当	福祉健康部 障がい福祉課	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者を介護している家族等介護者に対し、月額7,000円の手当を支給しているが、本事業は平成21年度に行われた事業仕分けにおいて、障がい特性に即した福祉サービスの充実が図られた後に、当該手当を廃止すべきとされた。これまで取り組んできた重度障がい者を対象とする福祉サービスの充実が図られてきていることを踏まえ、事業内容の見直しを行う必要がある。	福祉サービスの充実が図られていることを踏まえ、現手当の支給対象者の要件や支給額について検証を行うとともに、本事業の今後のあり方を検討した。また、事業内容の見直しについては、障がい者の生活に影響が及ぶものであるため、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行った。 今後も協議会や委員会、関係団体からの参考意見の聴取を実施するなど検討を進める。【事業の再構築】	—	二
9	障がい者福祉手当	福祉健康部 障がい福祉課	重度又は中度の障がい者等の生活と福祉の増進を図ることを目的に、対象者に月額4,000円の手当を支給しているが、対象者の増加に伴い、市単独手当分が約2.7億円と高額となっている。 事業開始当時(昭和43年)と比較し、福祉サービスは充実し、利用実績も年々増加傾向にある。更なるサービスの向上を図るため、市単独事業である「個別給付事業」を見直し、サービス提供事業への移行を段階的に行う必要がある。	これまで、県内各市町村における独自の障がい者手当制度の実施状況調査及び分析を行い、支給対象者の要件や支給額のあり方について検討するとともに、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行った。 今後も協議会や委員会、関係団体からの参考意見の聴取を実施するなど検討を進める。【制度の見直し】	—	二
10	障がい者等医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	身体障がい者手帳1から3級の人や精神障がい者保健福祉手帳1,2級の人等に対して、入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成しているが、対象者が年々増加傾向にあり、また、県補助要綱の見直しに伴い、県の補助金額も減少し、財政的負担が増大している。	本事業を持続可能な制度とするために、県が補助要綱で年齢制限などを設けたことについて、本市も適用することの可否、さらに、助成対象者の範囲についても検討を行うとともに、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行った。 事業内容の見直しについては、今後も協議会や委員会、関係団体からの参考意見の聴取を実施するなど、年齢制限・所得制限の導入及びねたきり要件の見直しなどについて検討を進める。【制度の見直し】	—	令和3年度
11	障がい者等福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 障がい福祉課	重度の障がい者等の行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、福祉タクシー利用券の助成を行っているが、障がい福祉費全体の扶助費が増大していることから、持続可能な事業とするための見直しが必要である。	これまで、利用実態を把握するための福祉タクシー利用券利用状況調査・分析や、当該助成に代わる制度として「ガソリン券の導入」の検討を行うとともに、障がい者総合支援協議会や障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会に情報提供を行った。 利用状況調査結果において、障がい種別交付者数に占める実利用人数の割合が約8割であることや、ガソリン券導入は使用者の特定が困難であること等を踏まえ、本事業については、運用ルールの検証を行い、より活用しやすい制度とするための検討を進める。【制度の見直し】	—	二
12	要援護高齢者福祉タクシー助成事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	65歳以上の在宅ねたきり高齢者台帳登録者が、通院等で福祉タクシーを利用する際にかかる費用に対し、助成券を交付し、経済的援助を行っているが、利用数が増加傾向にあり、財政的な負担が増大している。	本事業の利用状況を調査した結果、平均利用時間は約15分程度であったことを踏まえ、助成方法の見直しについて検討を行い、令和2年度から、現行の時間制運賃を距離制運賃へと変更した。【制度の見直し】	311	令和2年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
13	敬老会事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	市内13地区において、高齢者の長寿を祝うため、各地区社会福祉協議会との共催により敬老会を開催しているが、開催場所の確保や移動の支援など、対象者の増加に伴い従事する地区社会福祉協議会役員や民生委員の負担が増加している。さらに財政面では敬老会経費の約6割を占める送迎バスの費用などに課題がある。	関係団体へのアンケートや協議を重ねた結果、令和2年度からバス配車業務委託や弁当代等の本庁一括対応方式を改め、各地区福祉協議会への補助事業へと転換することとした。【事業の再構築】	2,621	令和2年度
14	在宅福祉サービス関連事業	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	<p>①寝具乾燥消毒事業 布団干しが困難な在宅高齢者の使用する寝具の丸洗い消毒乾燥を実施してきたが、年間の延べ実施回数がここ数年大幅に伸びており、財政的な負担が課題となっている。</p> <p>②緊急通報システム事業 慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対策及び日常の相談を受け、不安を解消するとともに定期的な安否確認を行ってきたが、必要としている人にサービスを行き渡らせるため、本事業を継続していくには民間事業者への委託、及び利用者の費用負担を検討していく必要がある。</p> <p>③紙おむつ支給事業 ねたきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする在宅高齢者等に、毎月紙おむつを支給してきたが、限られた財源の中でより効果的な事業となるよう、実施内容を見直す。</p>	①これまで、非課税世帯は年12回、課税世帯は年6回、寝具の丸洗い消毒乾燥を実施していたが、令和2年度から非課税世帯は年8回、課税世帯は年4回とすることとした。【制度の見直し】	903	令和2年度
				②現在9社会福祉法人を受信センターとして、法人ごとにリース機器を設置しているが、新たな緊急通報システムの導入に向けて9法人と協議を行い、現行の受信センターの役割を民間事業者へ令和2年度から移行することとした。また、利用者の一部負担金について検討した結果、各世帯月額250円を負担いただくこととした。【制度の見直し】	28,456	令和2年度
				一部負担金の導入や上限額を設定するなど、持続可能な制度設計となるよう検討を進めている。業者等と交渉・調整し、併せて他市の実施状況等を確認する。【制度の見直し】	—	令和3年度
15	介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉健康部 介護保険課	本市に申し出を行った社会福祉法人が、生活困窮者の利用者負担軽減を行った場合に、当該法人の軽減額に応じ、国の基準を上回る市独自の基準による補助額を交付しているが、県内で独自の補助を設けている自治体は本市のみであり、補助継続について検討する必要がある。	特別養護老人ホーム等の施設長会において意見交換を行うとともに、順次施設等を回りながら個々に説明を行った。 今後も、施設長会等において社会福祉法人代表者への説明を丁寧に行い、第8期介護保険事業計画からの基準の見直しに向けた検討を進める。【事業縮小】	1,668	令和3年度
16	給食サービス事業費	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室	一人暮らし高齢者等の世帯で、食事の確保に支障のある人に対し、昼食の配達をするとともに、安否確認を行ってきた。 介護保険サービスの利用（ヘルパー、デイサービス等）や民間の配食サービスが普及していること、また、本サービスの実利用者数が減少していることが課題となっていた。	公的サービスとしての必要性等の検証を行い、平成30年度末をもって事業を終了した。 (介護保険事業費特別会計にて実施の事業) 【事業廃止】	6,422 (一般会計 繰出額)	令和元年度
17	福寿医療助成費	福祉健康部 福祉医療給付課	100歳以上の高齢者に対し、入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成してきたが、超高齢社会の進展に伴う財政負担の増大が課題となっていた。	「支えあいの地域づくり」をめざし、相談支援体制の強化や、地域づくりの支援への財源を確保するため、平成30年度末をもって本制度を廃止した。ただし経過措置として廃止時点での資格所有者に対しては助成を継続する。【事業廃止】	3,843	令和元年度
18	敬老祝金事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	長年にわたり社会の進展に尽くしてくれた高齢者に敬愛の意を表し長寿を祝うことを目的とし、祝金等を贈呈しているが、対象者の増加に伴う財政負担が増大している。	事業の趣旨やこれまでの祝金制度変更の経緯、他市町村の実施状況等を踏まえ、現状維持とした。【現状維持】	—	令和2年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
19	高齢者いきいき交流事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	健康増進や介護予防を目的として、本市在住の70歳以上の高齢者を対象に、本市指定のはり・きゅう・マッサージ治療院で施術(治療)を受けたときに要する費用、市内公衆浴場・いきいきシニアセンターでの入浴に要する費用、鶴沼運動施設等の公設スポーツ施設及び保健医療センタートレーニング室の利用に要する費用の一部を助成しているが、交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっている。	これまで行った利用者アンケートの結果や、他市町村における取組事例の調査等を踏まえ、抜本的な見直し案の検討を行った。 事業見直しにより影響を受ける関係団体とは引き続き丁寧に調整し、受益の公平性を踏まえ、今後の事業のあり方や実施方法について、総合的な検討を継続する。【制度の見直し】	—	令和3年度
20	ふれあい入浴事業費	福祉健康部 福祉医療給付課	公衆衛生の確保及び地域交流の活性化を促すため、市内の公衆浴場において、高齢者や親子向けのふれあい入浴事業等を藤沢市浴場組合への業務委託により実施している。 本事業は、地域住民の世代を超えた交流や公衆衛生の確保に一定の役割を果たしており、事業の継続は必要である。一方で、公衆浴場への運営費補助的な側面が強い事業を業務委託により実施することの是非や、浴場が限られた地域にしかないため、地域外の方の利用頻度が少なく、受益の公平性の観点で課題がある。	事業見直しの一環として、平成31年4月から高齢者サービスデーなど各イベントデーの中学生以上の利用者負担を、100円から200円に増額した。【制度の見直し】	4,712	令和元年度
				業務委託による実施手法の是非についての市議会での指摘も踏まえ、現行の施設整備補助に加え、藤沢浴場組合が実施する「高齢者及び親子の入浴に関する事業」、「地域交流や健康促進に関する事業」、「広報活動等事業」に対する補助へ、令和2年度から変更した。【制度の見直し】	927	令和2年度
21	No. 21 地域子育て支援センター事業費	子ども青少年部 子育て企画課	地域の中で安心して出産・子育てができる支援体制の充実を図るため、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点である子育て支援センターの運営を行っているが、子育て相談体制の強化、支援が必要な家庭への対応、地域の子育て家庭の状況把握、親子が自由に遊び交流できる場の量的拡充としての子育てサークルや子育て支援団体の育成、地域人材の育成など、子育て支援センターの更なる機能強化が求められている。 さらに、各地域の子育て支援ニーズに合わせて子育て家庭を地域で支える体制づくりが求められている。子育て世代が孤立化することを未然に防止するとともに、ニーズの多様化、また、抱える問題の複雑化に対し、市が主体となって地域で子育てを支える体制づくりを構築することが必要である。そのためにも、地域の子育て拠点である子育て支援センターの更なる充実について、検討すべき課題となっている。	子育て支援センターの運営体制について検討した結果、子育て支援センターの運営体制は、地域の子育て家庭への支援体制の充実や生活課題を抱える家庭の予防的な支援に取り組む重要な拠点として展開していくことが必要であることから現状維持とした。 職員体制については、専門職については、子育て家庭の抱える課題の複雑さに、よりきめ細やかに対応するために配置が必要であること、正規職員については、本庁を拠点とし市内の子育て家庭のニーズや問題の把握、地域と子育て家庭を結ぶ支援、地域の子育て力の育成を行い、また、関係機関との連携を密に行い迅速な対応を行う必要があることから現状維持とした。【現状維持】	—	令和2年度
22	幼児教育振興助成費	子ども青少年部 保育課	幼児教育の振興充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、教材教具等の購入費や園児・教職員の健康管理事業費について補助金を交付しているが、同様の補助制度がある近隣他市と比較して補助単価が高いこと、また園割及び園児割単価の積算の明確化などが課題となっている。	見直しに当たっては幼児教育・保育の無償化実施後の需要の変化や各施設の運営状況等を十分に見極める必要があり、一定の検証期間が必要である。特に、無償化の対象とならない児童が多く通う幼児教育施設については、その影響を大きく受ける可能性があり、慎重な検討が必要である。 幼児教育・保育の無償化実施後の影響等を踏まえた上で、本事業のあり方を検証し、具体的な見直し手法について関係団体等との協議を行っていく。【制度の見直し】	—	令和3年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
23	法人立保育所運営費等助成事業費	子ども青少年部 保育課	法人立認可保育所の保育内容の向上及び施設運営の安定を図るため、設置者の社会福祉法人等に対して保育所の運営費等を助成しているが、他市と比較して人件費助成に係る単価が高額であること、また補助メニューの大半が市単独事業であり、事業費に占める一般財源が年々右肩上がりに増加していることなど、財政負担の増大が課題となっている。	待機児童数の推移を見極めるとともに、他市での実施状況を参考にしながら、費用対効果の視点を踏まえた有効な事業となるよう検討を行った。 新たな保育士確保や離職防止を目的とした情勢事業等について、助成メニューのスクラップ・アンド・ビルドを検討する一方、待機児童の解消に向けた保育士確保策は喫緊の課題であるため、人件費部分については保育士不足の一定の解消がされた段階で見直しを検討する。また、事業費の増加については、当面は根本的な見直しが難しい状況にあるが、積算の精査等により、できる限り事業費を抑制していく。【制度の見直し】	—	令和3年度
24	青少年指導員活動費	子ども青少年部 青少年課	各地区青少年育成協会及びPTAからの推薦により県・市が委嘱した青少年指導員が、各地域や市全域において青少年の健全育成活動を行っているが、他市に比べ報酬額が高い実情を踏まえ、支払金額についての検討の必要がある。 また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されることに伴い、現在特別職非常勤職員として任用している青少年指導員について、任用形態の整理・検討が必要である。	次期改選となる令和4年度に向けた課題として、地区青少年育成協会及び青少年指導員協議会の意見を参考に、指導員選出人数について検討を進めていく必要がある。 一方、青少年指導員の報酬額見直しの検討については、他市における青少年指導員の活動内容を考慮しつつ、令和元年8月に実施された藤沢市外部評価での意見等を踏まえ、改めて精査した結果、本市の青少年指導員は各地域において様々な活動に従事し、成果をあげており、青少年育成における重要な協力者であることから、報酬額については、現状維持とした。 また新たな任用形態については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行される令和2年4月を実施時期として、青少年指導員の名称は継続しつつ「事業の協力者」として整理し、支払方法については、青少年指導員の活動内容が各月一定ではないことから、年額報酬費(謝礼)へ変更した。【制度の見直し】	—	令和2年度
25	青少年施策推進費	子ども青少年部 青少年課	藤沢市青少年問題協議会を設置し、青少年を取り巻く諸問題に対して効果的な施策が展開できるよう協議・検討をしてきたが、青少年に関する施策は、藤沢市子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、藤沢市子ども・子育て会議において進捗管理を行っている現状があることから、青少年問題協議会と子ども・子育て会議の役割等について、整理を行うことが課題となっていた。 また、青少年育成活動推進功労者表彰については、青少年の健全育成に熱意をもってあたり、地域活動に努力した個人または団体に対し、その功績に感謝の意を表す機会となっていたが、藤沢市表彰、教育文化貢献者感謝会表彰と対象者が重複していることが課題となっていた。	青少年問題協議会委員等に説明を行うなど、検討を行った結果、青少年問題協議会については当面の間休止し、青少年問題に関する議論の場は子ども・子育て会議に移すこととなった。休止の時期については、現委員の任期終了をもって、令和元年度からとした。 青少年育成活動推進功労者表彰については、対象者が重複することに加え、表彰主体である青少年問題協議会を休止としたことから、青少年育成活動推進功労者表彰については廃止とした。廃止の時期については、青少年問題協議会休止と時期を合わせ、令和元年度からとした。【休止・廃止】	1,497	令和元年度
No. 26 26	特別支援保育等関係費	子ども青少年部 子ども家庭課	法人立保育所、幼稚園、認定こども園において、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な児童に手厚い保育が行われるよう、特別支援保育事業を実施しているが、対象児童数が増加傾向にあり、市の財政負担が大きくなってきた中で、幼稚園及び認定こども園においては県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」が活用されていない状況である。	幼稚園及び認定こども園が県の「私立幼稚園等特別支援教育費補助金」を活用することを前提とした制度の見直しを進め、関係団体への説明、市内の全園を対象とした新制度の説明会等を行った。 その結果、令和2年度から、幼稚園及び認定こども園において特別支援保育を実施するにあたり、「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金」及び県補助金の活用を可能とする新要綱を制定した。【実施手法の見直し】	22,446	令和2年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
27	幼児二人同乗用自転車購入費助成事業費	子ども青少年部 子育て給付課	基準適合車の利用促進による親子の交通安全の確保と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的として実施してきた事業であるが、8年間の助成等により目的は一定程度果たしたと考えられることから、事業のあり方の検討が求められていた。	法改正から9年以上が経過したこと及び事業実施の効果により、基準適合車は広く浸透した。目的の達成状況や申請件数の推移、他市の状況、外部評価での意見、行財政改革2020基本方針に定める取組など、総合的に検討した結果、平成30年度末をもって事業を終了した。 【事業廃止】	8,000	令和元年度
28	自転車駐車場整備費	道路河川部 道路河川総務課	<p>放置自転車対策の一環として、放置自転車が多く、駐輪需要に対して自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）の収容台数が不足している駅周辺の駐輪場の整備を図っているが、建替えや施設改築など民間駐輪場への整備補助を見直す時期を迎えている。</p> <p>また、駐輪場不足への対策については、民間補助や市営駐輪場の整備を進めた結果、一定の駐輪スペースの確保が図られてきている。一方、藤沢駅周辺の特に南口においては、駐輪場不足が続いており、駐車スペースの確保が大きな課題となっている。</p>	民間駐輪場が担っている一定の役割を踏まえつつ、民間事業者として収益を上げているという面や、施設老朽化に伴う廃業の影響なども踏まえ、現行制度は「新設・増改築」を一律の補助率1/2としているが、単なる既存機械設備の改築については、補助対象外に見直す。また、高齢者やチャイルドシート付大型自転車への対応など、機能向上を図る機械設備の改築については、現行補助率1/2から1/3に見直すこととし、令和2年7月に要綱改正した。【事業縮小】	3,333	令和2年度
				駐輪場の不足が顕著な藤沢駅南口について、民間事業者による小規模分散型駐輪場の整備に向けた検討を進めた結果、平成31年3月に民間事業者と協定を締結し、4月から整備に向けた取組を実施している。目標台数は200台。【民間活力連携】	24,800	令和元年度
29	狭あい道路整備事業費	道路河川部 道路管理課	<p>狭あいな道路を解消し、生活道路の機能向上を図るため、必要に応じ工作物等を移設補償し、舗装等の整備を行ってきた。</p> <p>当該事業の継続の必要性は高いが、他市の例を見ると後退地の取扱いを土地所有者の自主管理か当該事業の寄付としている所もある。</p> <p>このようなことから、市費負担をどの程度にしていけるのか、公平性（市費投入の適否）の観点からも課題となっている。</p>	<p>移設補償対象物のうち、樹木については、移植を基本とする積算に対し、ほとんどが伐採処分されている。そのため、実態に合わせて、樹木補償に対する積算を「移植」から「伐採」とするよう、補償基準を改定した。</p> <p>また、市民要望等に対し柔軟な対応が可能となるよう、事業対象路線（私道を除く）の拡大を検討後、要綱及び実施要領を令和2年1月8日付けで改正し、同年4月1日に施行した。</p> <p>なお、後退部分の土地の舗装を行う修繕費について、国庫補助対象として取り扱うことを神奈川県と調整し予算化を図った。【制度の見直し】</p>	3,784	令和2年度
30	道路改修舗装費	道路河川部 道路維持課	<p>道路利用者の安全や円滑な通行環境を確保するため、道路舗装の維持管理全般を行ってきた。</p> <p>年間300件程度の舗装系補修に係る要望受付から完成までの事務の軽減と、対応時間の短縮等を図るため、業務手順の見直しを進める必要がある。</p> <p>また、近年の労務単価・補修資材の上昇に伴う修繕経費の増額により、修繕費で補修できる規模が小さくなってきていることから、従来の施設修繕や積算による工事に代わる新たな発注手法が必要である。</p>	<p>他市の状況や契約方法、執行上の課題整理、建設業協会からの参考意見聴取、舗装構成別の設定単価比較などを行った上で、令和元年8月に業務手順書の見直しを行い、修繕費（随意契約）手続きの簡素化を進めた。</p> <p>また、新たな発注手法として、車止め設置の修繕費と空洞対策の工事費を単価契約により試験的に実施し、修繕の単価契約は多くの課題が残ったが、工事の単価契約は迅速かつ効率的に事務執行ができた。</p> <p>このため、令和2年度から空洞対策工事に加え、生活道路に限定した舗装補修の打換工事について単価契約を行う。【実施手法の見直し】</p>	—	令和2年度

「見直し検討対象事業」一覧

No.	事務事業名	部課名	事業概要及び課題	見直し検討内容又は見直し検討結果	財政効果(見込)額(千円)	実施(予定)時期
31	浄化槽設置助成事業費	下水道部 下水道総務課	公共用水域の水質汚濁負荷を軽減するため、公共下水道事業計画区域外において、住宅に浄化槽を設置する者に対して設置費用の一部を助成してきた。建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助については、建築基準法によって義務付けられるものであることから補助のあり方が課題となっていた。	建築物の新設に伴って設置される浄化槽に対する補助の廃止を検討するとともに、転換の際の補助内容の見直しを検討した。その結果、建築物の新築に伴って設置される浄化槽に対する補助は平成30年度末をもって廃止した。一方で転換に対する補助は、既存浄化槽の撤去費用を補助制度に組み入れ、市負担の補助額を増額して、令和元年度から実施した。【事業縮小】	2,120	令和元年度
32	特別支援学級関係費	教育部 学務保健課	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費や給食費等を支給しているが、市単独事業の支給の適正性について検証を行う必要がある。	新入学学用品費のうち、市単独事業での支給分の段階的な見直し方法等の検討を行った結果、支給額は国庫補助基準額へ統一していくこととし、市単独事業については、国庫補助基準額に上乗せして支給している保護者実費分の見直しを行い、令和3年度の実施に向け、令和2年度に段階的な実施を行うこととした。【制度の見直し】 ①令和2年度：一部段階的な変更の実施 ②令和3年度：新制度の実施	①756 ②756	①令和2年度 ②令和3年度
33	就学援助事業	教育部 学務保健課	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、生活保護基準を支給認定基準として、学用品費や修学旅行費などを援助することにより、義務教育の円滑な実施を図っているが、当該認定基準及び支給費目を含め、市単独事業について検証する必要がある。	支給認定基準となる、生活保護需要額の算定に使用する生活保護基準の適用年の見直しにあたり、県内他市の状況把握に努めるとともに、市民への影響を試算する際に必要となる生活保護需要額の算定方法の把握を行った。 今後、見直しによる市民への影響を把握したうえで、子どもの貧困対策との整合を図りながら検討する。【制度の見直し】	—	令和4年度